

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 9 月 30 日

公立大学法人国際教養大学 事務局長 石川 定人

1 事業概要

- (1) 事業名 国際教養大学新学生宿舍整備事業
- (2) 事業場所 秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱地内
- (3) 事業概要 学生宿舍の施設整備業務、維持管理業務、運営業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
- (4) 事業期間 事業契約締結の日から 2047 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格等

(1) 入札参加者が備えるべき要件等

1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業によって構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加者は、特別目的会社に必ず出資する者であること。なお、入札参加グループの構成員の中から入札参加手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。
- ② 入札参加グループは、入札への参加に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。
- ③ 入札参加グループは、入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。
- ④ 入札参加者及び協力会社には、設計業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、建設工事に当たる者、維持管理業務に当たる者及び運営業務に当たる者が必ず含まれていること。

2) 入札参加者及び協力会社の参加要件等

入札参加グループの構成員のいずれも、下記の要件を満たすこと。

また、協力会社についても、参加表明書において協力会社と明記し、下記の要件を満たすこと。

入札参加者及び協力会社には、設計業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、建設工事に当たる者、維持管理業務に当たる者及び運営業務に当たる者が必ず含まれていること。

なお、入札参加グループの構成員から代表企業 1 社を定め、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札参加手続を行うこと。

- ① 「国際教養大学契約事務規程」第9条の規定に該当しない者であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑥ 大学が本事業について、導入可能性調査業務を委託したパンフィックコンサルタンツ株式会社、アドバイザー業務を委託した株式会社長大並びに株式会社長大が本アドバイザー業務において提携関係にある内藤滋法律事務所（法務アドバイザー）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社的一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ 子会社の定義は、会社法（平成17年7月26日法律第86号）の定義を適用する。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記bについては、会社的一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

- ⑦ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。
- ⑧ PFI法第9条の規定に該当しない者であること。

3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加グループの構成員及び協力会社のうち設計業務、工事監理業務、建設工事、維持管理業務及び運営業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるが、工事監理業務と建設工事とを兼ねることはできない。

① 設計業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

本設計業務は、入札参加グループの構成員及び協力企業が1者単独又は2者以上による共同企業体を自主結成し、設計業務を実施すること。ただし、共同企業体により業務を実施する場合は、参加する全ての者が次の要件を満たすこと。

ア 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監第1973号。以下「入札制度要綱」という。）第4条第1項に規定する資格者名簿（「設計業務参加者資格」に示す業務部門に限る。）に登載されていること。

イ 入札制度要綱第1条の2第4項第2号に掲げる法令等の規定による登録（「設計業務参加者資格」に示す法令等の規定による登録に限る。）を有すること。

ウ 配置予定技術者（「工事監理業務参加者資格」に示す配置予定技術者をいう。）は、入札参加表明書の提出期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。また、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げない。なお、入札参加表明書の提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても、参加者資格を有していなければならない。

エ 不正又は不誠実な行為がないこと。

オ その他の入札参加資格要件は、「設計業務参加者資格」に記載のとおり。

【設計業務参加者資格】

○共同企業体への出資比率が最大の者（1者）

秋田県入札制度実施要項・有資格者名簿		登載業種	建築関係建設コンサルタント業務	
		登載部門	建築一般部門	
法令等の規定による登録		登録規程等	建築士法（昭和25年法律第202号）	
		登録部門	一級建築士事務所	
		建築士事務所の所在地	問わない	
配置 予定 技術 者の 資格 要件	管理技術者	資格要件	一級建築士	
		実績要件	資格取得後の実務経験5年以上 別記「設計業務実績」の設計実績を有する	
	主 任 技 術 者	建築・ 構造分野	資格要件	一級建築士
			実績要件	資格取得後の実務経験5年以上
		電気分野	資格要件	建築設備士又は一級建築士
			実績要件	資格取得後の実務経験5年以上
	機械分野	資格要件	建築設備士又は一級建築士	
		実績要件	資格取得後の実務経験5年以上	
	担 当 技 術 者	建築分野	資格要件	一級建築士
		構造分野	資格要件	一級建築士
		電気分野	資格要件	建築設備士又は一級建築士
		機械分野	資格要件	建築設備士又は一級建築士

○上記以外の者（1者以上）

秋田県入札制度実施要項・有資格者名簿		登録業種	建築関係建設コンサルタント業務	
		登録部門	建築一般部門	
法令等の規定による登録		登録規程等	建築士法（昭和25年法律第202号）	
		登録部門	一級建築士事務所	
		建築士事務所の所在地	秋田県内に有する	
配置 予 定 技 術 者 の 資 格 要 件	管理技術者	資格要件	一級建築士	
		実績要件	資格取得後の実務経験5年以上 別記「設計業務実績」の設計実績（b 建物構造・規模を問わない）を有する	
	主 任 技 術 者	建築・ 構造分野	資格要件	一級建築士
			実績要件	資格取得後の実務経験5年以上
		電気分野	資格要件	建築設備士又は一級建築士
			実績要件	資格取得後の実務経験5年以上
		機械分野	資格要件	建築設備士又は一級建築士
			実績要件	資格取得後の実務経験5年以上
	担 当 技 術 者	建築分野	資格要件	一級建築士
		構造分野	資格要件	一級建築士
		電気分野	資格要件	建築設備士又は一級建築士
		機械分野	資格要件	建築設備士又は一級建築士

【設計業務実績】

<p>a 建物用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿舎(集合住宅を含む)又は宿泊施設 ・ 病院、福祉施設又は研修施設(全て宿泊施設を有するものに限る) <p>b 建物構造・規模</p> <p>S R C造、R C造、S造、W造の構造を問わず、地上3階以上かつ延べ面積3,000㎡以上</p>

② 工事監理業務に当たる者（「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。

ア 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監第1973号。以下「入札制度要綱」という。）第4条第1項に規定する資格者名簿（「工事監理業務参加者資格」に示す業務部門に限る。）に登載されていること。

イ 入札制度要綱第1条の2第4項第2号に掲げる法令等の規定による登録（「工事監理業務参加者資格」に示す法令等の規定による登録に限る。）を有すること。

ウ 配置予定技術者（「工事監理業務参加者資格」に示す配置予定技術者をいう。）は、入札参加表明書の提出期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。また、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げない。なお、入札参加表明書の提出

- 時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても、参加者資格を有していなければならない。
- エ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- オ その他の入札参加資格要件は、「工事監理業務参加者資格」に記載のとおり。

【工事監理業務参加者資格】

秋田県入札制度実施要項・有資格者名簿		登載業種	建築関係建設コンサルタント業務	
		登載部門	建築一般部門	
法令等の規定による登録		登録規程等	建築士法（昭和25年法律第202号）	
		登録部門	一級建築士事務所	
		建築士事務所の所在地	問わない	
配置	管理技術者	資格要件	一級建築士	
		実績要件	資格取得後の実務経験5年以上 別記「設計業務実績」の監理実績を有する	
予定技術者の資格要件	主任技術者	建築・構造分野	資格要件 一級建築士	
		電気分野	資格要件 一級建築士	
	機械分野	資格要件	建築設備士又は一級建築士	
		実績要件	資格取得後の実務経験5年以上	
	担当技術者	建築分野	資格要件	一級建築士
		構造分野	資格要件	一級建築士
		電気分野	資格要件	建築設備士又は一級建築士
		機械分野	資格要件	建築設備士又は一級建築士

- ③ 建設工事に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

本工事は、入札参加グループの構成員及び協力企業が2者以上による特定建設工事共同企業体を自主結成し、共同で工事を実施すること。出資比率については、「秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱 第8条」に準ずること。

なお、特定建設工事共同企業体に参加する全ての者が次の要件を満たすこと。

- ア 秋田県建設業者等級格付名簿（当該「建設工事参加者資格」以下「参加者資格」という。）に示す格付工種及び等級）に登載されていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（参加者資格に示す許可業種及び許可区分）を受けていること。
- ウ 参加者資格に示す許可業種について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- エ 営業所の所在地について、建設業法第3条に規定する営業所のうち、参加者資格に示す営業所を有すること。
- オ 参加者資格に示す配置予定技術者の資格を有する者（当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、入札参加表明書の提出期限の3月以上の恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。ただし、入札参加表明書の提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても、参加者資格を有していなければならない。
- カ 不正又は不誠実な行為がないこと
- キ その他の入札参加資格要件は、「建設工事参加者資格」に記載のとおり。

【建設工事参加者資格】

○特定建設工事共同企業体への出資比率が最大の者（1者）

令和元年度秋田県建設業者等級格付名簿	格付工種	建築一式工事	
	等級	A級	
建設業法第3条規定	許可業種	建築工事業	
	許可区分	特定建設業許可	
	営業所の所在地	問わない	
同種工事の施工実績	有効期間	問わない	
	工事の内容	別記「同種工事の内容」のとおり	
	共同企業体出資比率	20%以上	
総合評定値（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出された直近値）			建築一式工事960点以上
配置予定技術者	施工管理技士等		一級建築士又は1級建築施工管理技士
	監理技術者資格証	有無	有（監理技術者講習修了証を含む。）
		工種名	建築工事業
	同種工事の工事経歴	経歴の内容	別記「同種工事の内容」の工事に監理技術者又は主任技術者として従事した経歴
	当該工事での役割		専任の監理技術者

○上記以外の者（1者以上）

令和元年度秋田県建設業者等級格付名簿	格付工種	建築一式工事		
	等級	A級		
建設業法第3条規程	許可業種	建築工事業		
	許可区分	特定建設業許可		
	営業所の所在地	主たる営業所が秋田県内		
同種工事の施工実績	有効期間	問わない		
	工事の内容	別記「同種工事の内容（b. 建物構造・規模は問わない）」のとおり		
	共同企業体出資比率	20%以上		
総合評定値（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の3の規定により算出された直近値）		建築一式工事960点以上		
配置予定技術者	施工管理技士等		一級建築士又は1級建築施工管理技士	
	監理技術者資格証	有無	有（監理技術者講習修了証を含む。）	
		工種名	建築工事業	
	同種工事の工事経歴	経歴の内容	別記「同種工事の内容（建物構造・規模は問わない）」の工事に監理技術者又は主任技術者として従事した経歴	
	当該工事での役割		専任の主任技術者	

【同種工事の内容】

a 建物用途
・ 宿舍(集合住宅を含む)又は宿泊施設
・ 病院、福祉施設又は研修施設(全て宿泊施設を有するものに限る)
b 建物構造・規模
SRC造、RC造、S造、W造の構造を問わず、地上3階以上かつ延べ面積3,000㎡以上

④ 維持管理業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 秋田県の「庁舎維持管理業者登録名簿」に登録され、本事業の業務を実施するために必要な「希望する業務分野」に登録されていること。

イ 本事業の業務を実施するために必要とされる資格等を有していること。

ウ 平成21年度以降に、元請として、宿舍（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院、福祉施設、研修施設（全て宿泊施設を有するものに限る。）のいずれかの維持管理業務を実施した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

4) 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認の基準日は、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出期限の日とする。なお、入札参加資格の確認審査に当たっては、2(1)3)に示す参加資格等の認定を受けていない

者及び有資格業者の登録を行っていない者も、入札書の開札の時において2(1)3)に示す要件を満たしていることを条件として入札参加資格があると認めるものとする。当該入札参加資格があると認められた入札参加者が入札に参加するためには、入札書の開札の時において2(1)3)に示す要件を満たしていなければならない。

5) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

入札参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあつては、本学と事前協議を行い、本学の承諾を得るとともに、変更後において2(1)1) から3)に示す入札参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を本学に提出すること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒010 - 1292

秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱

公立大学法人国際教養大学 施設管理課

T E L 018-886-5834

F A X 018-886-5910

e-mail generalaffairs@aiu.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

令和元年9月30日から、本学のホームページ [<https://web.aiu.ac.jp/>] にて交付する。

(3) 説明会の開催日時及び場所

令和元年10月7日15時から、秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱 公立大学法人国際教養大学D棟2階 コベルコホールにて開催する。

(4) 参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

令和元年11月12日9時から17時まで、上記3(1)まで、持参又は郵送にて提出すること。郵送する場合は、書留等の配達記録が残る方法に限るものとし、令和元年11月12日17時までに必着のこと。

(5) 入札書等及び提案書の提出期間、場所及び方法

令和元年12月23日から12月24日まで（両日とも9時～17時に限る）、上記3(1)まで、持参又は郵送にて提出すること。郵送する場合は、書留等の配達記録が残る方法に限るものとし、令和元年12月24日17時までに必着のこと。

(6) 入札書の開札日時及び場所

令和2年1月8日14時、秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱 国際教養大学A棟4階 第2会議室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が基本協定を締結しないとき、又は、選定事業者が事業契約を締結しないときは、違約金として、落札した金額の100分の5に相当する額を大学に支払わなければならない。

2) 契約保証金

①事業者は、本契約の締結日から本施設の引渡しまでの期間について、施設整備費相当（消費税を含み、金利支払額を含まないものとする。）の100分の10以上の契約保証金、又はこれに代わる以下の保証を付すとともにその証券を大学に提出しなければならない。

ア事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、大学が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

イ事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

ウ事業契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する、大学又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約の締結

②事業者は、事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設企業によって締結される場合は、その保険金請求権に、違約金支払債務を被担保債務とする質権を、大学のために設定するものとする。かかる質権の設定の費用は、事業者が負担する。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 事業者の選定及び決定方法

本学が定める予定事業費の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求水準のうち必須とされた基礎項目を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって事業者を選定し決定する。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 入札参加者に対して提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを2020年1月下旬以降に実施する。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)と同じ。

(9) 入札参加資格を有していない者の参加 上記2(1)4の規定による。

(10) 詳細は入札説明書等による。